



平成28年11月 2日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所及び敦賀発電所の 原子炉設置変更許可について

当社は本年8月16日、東海第二発電所及び敦賀発電所の「使用済燃料の処分の方法」の一部を変更するため、原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出しました。
(平成28年8月16日 お知らせ済み)

その後の審査における原子力規制庁からのご指摘を踏まえ9月16日、原子炉設置変更許可申請の補正書を原子力規制委員会に提出しました。
(平成28年9月16日 お知らせ済み)

上記申請について本日、原子力規制委員会から許可を受けましたのでお知らせします。

本件は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の施行と、使用済燃料の再処理等の実施の業務を行う認可法人（使用済燃料再処理機構）の設立に伴い、原子炉設置変更許可の「使用済燃料の処分の方法」の記載変更について許可を受けたものです。

添付資料：東海第二発電所及び敦賀発電所の原子炉設置変更許可の概要

以 上

東海第二発電所及び敦賀発電所の原子炉設置変更許可の概要

○変更理由及び内容

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」が施行され、使用済燃料の再処理等の実施の業務を行う認可法人（使用済燃料再処理機構）が設立されたことから、「使用済燃料の処分の方法」について、拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した国内再処理事業者において再処理を行う等の記載内容に変更する。

○東海第二発電所の例

| | 設置変更許可前 | 設置変更許可後 (平成28年11月2日 許可) |
|-------------|--|---|
| 使用済燃料の処分の方法 | <p>使用済燃料は、国内の再処理事業者又はわが国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者であるBritish Nuclear Fuels plc 及びCompagnie Générale des Matières Nucléairesにおいて再処理を行うこととするが、国内における再処理施設の能力に余力がある場合には、国内の再処理事業者に優先的に委託することとし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理する。</p> <p>再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。</p> <p>ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとする。</p> <p>海外において再処理を行う場合は、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</p> | <p>使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。</p> <p>再処理等拠出金法に基づき使用済燃料再処理機構に使用済燃料再処理等積立金が引き渡されるまでの間又は拠出金を納付するまでの間は、当該積立金又は拠出金に係る使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>また、使用済燃料再処理等積立金が引き渡され又は拠出金を納付した後であっても、再処理事業者に引き渡されるまでの間は、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。</p> <p>海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</p> <p>また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</p> <p>ただし、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年3月30日付け※で許可を受けた記載を適用する。</p> |

※：敦賀発電所（1，2号機）は、平成13年6月22日付け